

第20回 金沢大学 法学公開講座
(主催:法学部/大学院法務研究科/大学教育開放センター)

もしもの時の法

こんな時どうする?

○日 時 平成17年6月4日(土)~平成17年7月16日(土)
土曜日(全5回) 13:30~15:30

○受講料 5回分で3,000円(高校生以下は2,000円)
(通し講義となりますので、個別講義の料金設定はございません。
申込方法、その他の詳細につきましては、下記までお問い合わせ
下さい。
お申込みは5月20日(金)までにお願いします。
なお、定員(50名)に達し次第、受講申込を締切らせていただ
きますので、あらかじめご了承下さい。)

○会 場(申込先/問い合わせ先)
金沢大学大学教育開放センター
〒920-1192 金沢市角間町
TEL (076) 264-5272・5273
FAX (076) 234-4045

○講 義

回	日 時	テ マ	講 師
1	6月 4日(土) 13:30 ~ 15:30	もしもの時に知っておきたい 刑事訴訟法	法学部教授 なかやま ひろよし 中山 博善
2	6月18日(土) 13:30 ~ 15:30	あなたはどう裁く? 裁判員制度	法務研究科教授 ひがし いわお 東 巍
3	6月25日(土) 13:30 ~ 15:30	「生活危険」と 社会保障制度の役割	法学部助教授 いしだ みちひこ 石田 道彦
4	7月 9日(土) 13:30 ~ 15:30	相続?災害? 困った時のかしこい節税	法学部助教授 ささき じゅんこ 佐々木 潤子
5	7月16日(土) 13:30 ~ 15:30	まさかの時に備える 民法の知識	法学部教授 とくもと しんいち 徳本 伸一

《公開講座：もしもの時の法－こんな時どうする？－》

昨年の法学公開講座は、「暮らしと法」と題して日常生活に関係する法を取り上げました。今年度は、非常事態や、もしもの時に関係する法を取り上げます。

損をしたくない、法的紛争に巻き込まれたくない、自分や家族の生活を守りたい。そんな願いを打ち壊す災難に巻き込まれてしまった時、どうすれば良いのか。また、裁判員に選ばれて法を適用する側に立った市民は、どのような義務があるのか。適切な行動を取るには、法を知り、自分の権利と義務を知っていることが大切です。

私達を取り巻く制度を知り正しく利用するためにも役立つ法的知識を広く一般市民に知ってもらうことが本講座の目的です。

第1回：6月4日（土）13:30～15:30 中山博善 教授

『もしもの時に知っておきたい刑事訴訟法』

犯罪捜査や刑事裁判は、多くの人にとっては他人事のように思えるのではないでしょう。ところが、そうではありません。犯罪捜査に結びつく職務質問や交通検問を受けることは珍しいことではありませんし、実際に犯罪を行っていなくても、被疑者として、取調べや捜索差押えを受けたり逮捕・勾留され、更には起訴されて有罪判決を受けることさえありますし、参考人として、取調べを受けたり裁判の証人として召喚されることがあります。本人は事件に関係していなくても、住んでいる部屋を捜索されたり書類や物品を差し押さえられることがあります。逆に、犯罪により被害を受けて告訴手続をしたり、被害者として取調べを受け裁判の証人として召喚されることがあります。このような事態は突然降りかかることがありますので、そのときになってあわてないように犯罪捜査や刑事裁判手続を規制する刑事訴訟法の基礎知識を備えておく必要があります。

本講では、このような、いざというときのための刑事訴訟法の基礎知識をできるだけ具体的に説明して、皆さんの身に付けていただこうと思います。

第2回：6月18日（土）13:30～15:30 東 嶽 教授

『あなたはどう裁く？ 裁判員制度』

いよいよ、裁判員制度がスタートします。

国民は、好むと好まないにかかわらず、クジで裁判員に選ばれると、刑事事件の裁判をしなければなりません。そこで、この回では、市民の目線で、裁判制度のあらましと問題点を取り上げ、裁判員制度に対する理解と関心を深めてもらおうと思います。

具体的には、

- ①ある日、突然、あなたに「当裁判所の裁判員候補者に選ばれました。」と通知が届いた時、「自信がありません。」「勉強が忙しい。」との理由で、裁判員を辞退できるでしょうか。
- ②裁判員になったとき、何日くらい、拘束されるでしょうか。交通費や日当は出るのでしょうか。
- ③裁判は、裁判員だけで行うのでしょうか。何人で担当するのでしょうか。
- ④法律のことはよくわからない者でも、ちゃんとした判決ができるのでしょうか。
- ⑤被告人が暴力団であった場合、裁判員に危害がおよぶことはないでしょうか。

第3回：6月25日（土）13:30～15:30 石田道彦 助教授

『「生活危険」と社会保障制度の役割』

突然の病気やケガによって入院した時には、たくさんのお金が必要になります。特別の出費が必要となるために、それまでと同じ水準の生活を送ることができなくなるという危険が生じることになります。医療保険などの社会保障制度は、市民の生活をおびやかすこうした事態を「生活危険」と位置づけて、医療サービスの提供など生活の安定に必要なサービスや金銭給付を提供する仕組みを構築してきました。しかしながら、最近では、少子高齢社会に対応した仕組みをつくるために、社会保障による給付範囲の縮小や社会保険料の引き上げの必要性が唱えられようになっています。

他方で、民間の保険会社が提供する保険商品の中には、入院費用や介護費用をまかなうための保険が数多く販売されるようになっており、どの程度のこのようない保険を利用すべきかについて戸惑うことも少なくありません。

この回では、傷病、老齢、失業、介護などの「生活危険」に対する社会保障制度の役割、社会保障制度と民間保険のちがい、両者の守備範囲について考えてみたいと思います。

第4回：7月9日（土）13:30～15:30 佐々木潤子 助教授

『相続？災害？困った時のかしこい節税』

昨今、地震や台風など、自然災害が非常に多くなっています。地震空白地帯だった九州でも地震は起きました。石川県は大丈夫、なんてもう言つてはいられません。こういった自然災害にあってしまった結果、財産に損害が生じてしまったら、税金が安くなるってご存じでしたか？ただ、勝手に安くしてもらえるのではなく、被害者が手続をしなくては安くはありません。さらに、盗難や横領にあってしまった場合でも同様に手続をすれば税金は安くなるのです。

困った時というのは、このような被害にあってしまった場合だけではありません。病気や怪我、また不幸なことに死亡…といった事態で気が動転してしまうこともあるでしょう。

でも、ちょっと冷静になってください。税金の知識があると、多少は問題の解決に役立つことがあります。

増税、増税と世の中は騒がしいですが、みなさんが何もしなくては、このまま増税の波にのまれてしまうだけです。税金のことを勉強して、払わなくてもいい税金を払わない知識を身につけませんか？

第5回：7月16日（土）13:30～15:30 徳本伸一 教授

『まさかの時に備える民法の知識』

ころばぬ先の杖という言葉があります。また備えあれば憂いなしともいいます。ひとたび問題が起きてしまってから、これを事後的に処理することの大変さは、いまさら言うまでもありません。ことに法律問題においては、その傾向が強いようです。前もつてそうと知っていたら、こういうことにならずに済んだのに・・・。

先人は、このような事態を、後悔先に立たずといって、私たちに警告してくれています。

そこで、民法がかかわりを持ってくる日常生活上の法律問題について、いくつかの場面を想定して、皆さんと共にそこに含まれる問題点を考えてみることにしたいと思います。

具体例として；

- ・連帯保証人になることを頼まれたときの注意点。
- ・不動産を買うときは登記に注意すべし、という例。
- ・手付金はどういう性質のものか。
- ・親や夫が多額の負債を残して先立ったときどうするか。
- ・高齢になって財産の管理・処分が自分ではままならぬ状態になったらどうしたらよいか。